

羽曳野市都市計画提案手続要領

(趣旨)

第 1 条

この要領は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 21 条の 2 の規定に基づく羽曳野市（以下「市」という。）に対する都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前相談等)

第 2 条

計画提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、手続きを円滑に進めるため事前相談（様式-12）に努めるものとする。その場合の相談先は羽曳野市都市開発部都市計画課とする。

- 2 提案者は、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容等について、土地所有者等の権利者及び周辺住民等へ十分な説明を行い理解を得るよう努めるものとする。

(提案)

第 3 条

市に提案することができる都市計画は、法に規定する市が定める都市計画とする。

(提出書類)

第 4 条

提案者は、次の書類（以下「提案書」という。）を羽曳野市長に提出するものとする。

(1) 都市計画の素案

イ 都市計画提案書（様式-1）

ロ 計画書（様式-2）

ハ 関係図書（位置図（1/10,000 以上の地形図）、計画図（計画提案の内容がわかる 1/2,500 以上の図面）、その他計画提案に関連する図面等）

(2) 同意を得たことを証する書類（以下「同意書」という。）（様式-3）及び、全土地所有者等リスト（様式-4-1）、権利者関係調書（様式-4-2）、公図の写し、登記事項証明書（登記が完了していない場合は、その権利関係を証明する書類を添付する。）

(3) 計画提案を行うことができる者であることを証する書類として、別表に掲げるもの

(4) 関係資料

イ 周辺の環境等への影響に関する検討資料（様式-6）

ロ 周辺住民等への説明の経緯に関する資料（様式-7）

ハ 計画提案に関する事業計画の概要（様式-8）

ニ その他計画提案の内容の説明に必要と思われる資料

- 2 提案者は、事業を行うため当該事業が行われる土地の区域について都市計画の決定又は変更を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書面（様式-9）を、提案書とあわせて羽曳野市長に提出することができることとする。

- (1) 当該事業の着手の予定時期
- (2) 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限
- (3) (2) の期限を希望する理由

ただし、(2) の期限は、計画提案に係る都市計画の素案の内容に応じて、当該都市計画の決定又は変更に要する期間を勘案して、相当なものでなければならない。
(同意要件の考え方)

第 5 条

法第 21 条の 2 第 3 項の規定による「3分の2以上の同意」の考え方で、共有者又は共同借地権者で構成される土地については、土地の所有割合又は借地割合により按分された数を当該土地の同意権利者数及び地積とする。

(提案書の提出等)

第 6 条

提案書の提出先は、羽曳野市都市開発部都市計画課とする。

2 市は計画提案が行なわれたときは、すみやかに法に基づく提案要件の確認を行い、提案要件を満たしている場合は、受付し、提出を受けた都市計画提案書(様式-1)に收受印を押したものの写しを、提案者に郵送若しくは直接通知する。

3 提案要件を満たしていない場合は、市から提案者にその旨を郵送若しくは直接通知(様式-10)し、提案書を返却する。

(市の判断等)

第 7 条

市は提案要件を満たし受付を行ったものについて、都市計画の決定又は変更の必要性を総合的に判断するものとする。

(決定手続き)

第 8 条

市は都市計画の決定又は変更が必要であると判断した場合、提案者の協力を得て都市計画原案を作成し、法に基づく都市計画の決定又は変更の手続きを進めるものとする。

(非決定手続き)

第 9 条

市は都市計画の決定又は変更が必要でないと判断した場合、判断理由を付して羽曳野市都市計画審議会の意見を聴いた上で、決定又は変更をしない旨及びその理由を提案者に遅滞なく郵送若しくは直接通知(様式-11)する。

(その他)

第 10 条

本要領に定めのない事項については、必要に応じ別途定めるものとする。

附則

この要領は、令和 3 年 12 月 8 日から施行する。

(別表) 必要書類 (第4条 (3) 関係)

		登記事項証明書 土地若しくは建物の	会社・法人登記事項証明書 定款、寄付行為、役員名簿規則、 会則等のうち必要なもの	開発行為実績調書 (様式-5-1)	誓約書 (様式-5-2)
法第21条の2 第1項に規定 する土地所有 者等	個人	●	—	—	—
	法人等	●	●	—	—
法第21条の2 第2項に規定 する法人又は 団体	特定非営利活動法人等の営利 を目的としない法人	—	●	—	—
	まちづくりの推進に関し経験 と知識を有するものとして国 土交通省令で定める団体	—	●	●	●
	地方公共団体の条例で定める 団体	—	●	—	—

- (備考) 1. 必要書類は●に掲げるものとする。
2. 登記事項証明書は交付後3ヶ月以内のものとする。